

表 最低賃金の金額(2022年5月1日～)

(単位:リング)

項目	月給	日給			時給	
		1週間の営業日数				
		6日	5日	4日		
・従業員数5人以上の雇用主 ・従業員の数に関わらず、マレーシア標準職業分類(MASCO)で専門的活動(Professional Activity)に分類される雇用主	1,500	57.69	69.23	86.54	7.21	
・従業員5人未満の雇用主(注1)	特別市/一般市	1,200	46.15	55.38	69.23	5.77
	上記以外の自治体	1,100	42.31	50.77	63.47	5.29

(注1)2022年12月まで。2023年1月からは月給1,500リングを適用。

(注2)特別市とは人口50万以上かつ予算規模1億リング超、一般市とは人口15万以上かつ予算規模2,000万リング超。

(出所)2022年最低賃金令